

中華人民共和國 国家發展改革委員会
中華人民共和國 商 務 部 令
中華人民共和國 税 関 総 署

第 7 号

国家發展改革委員会、商務部及び税関総署は、《中華人民共和國對外貿易法》と《中華人民共和國貨物輸出入管理條例》に基づき、共同で《石炭輸出割当管理弁法》を制定・公布し、2004 年 7 月 1 日から実施する。

国家發展改革委員会主任 : 馬 凱

商 務 部 部 長 : 呂福源

税 関 総 署 署 長 : 牟新生

2004 年 1 月 7 日

石炭輸出割当管理弁法

第一章 総 則

第一条 石炭輸出の規範化、石炭輸出割当管理業務の効率化、公正化、公開化及び透明化の原則を
保証し、石炭の正常な輸出秩序を維持するため、《中華人民共和国対外貿易法》及び《中華人民共
和国貨物輸出入管理条例》の関連規定に基づき、本弁法を制定した。

第二条 国家発展改革委員会（以下「発展改革委」という）は、商務部と共同で全国の石炭輸出割
当総量の確定及び配分業務を主管する。

第三条 本弁法は、一般貿易方式による石炭の輸出に適用する。その他の貿易方式による石炭の輸
出については、現行の関連規定に基づいて行う。

第二章 石炭輸出割当総量、申請

第四条 毎年度の石炭輸出割当総量及び申請手順は、発展改革委が前年度の10月31日までに中国
経済情報網(<http://www.cei.gov.cn>)、国家発展と改革委員会サイト(<http://www.sdpc.gov.cn>)
で公表する。

第五条 石炭輸出割当総量を確定する際には、下記の要素を考慮する。

国家経済の安全保障

石炭資源の合理的利用

国家関連産業発展計画、目標及び政策との整合性

国際及び国内市場の需給情況

第六条 石炭輸出は、国営貿易管理を実施する。既に石炭輸出の国営貿易経営権を取得した輸出企
業は、石炭輸出割当枠を申請することができる。

第七条 石炭輸出企業は、正式書面をもって発展改革委に割当枠を申請するとともに、要求により
関係書類と資料を提出しなければならない。

第八条 発展改革委は、毎年11月1日～11月15日の間において、石炭輸出企業の次年度の石炭輸
出割当枠の申請を受理する。

第三章 石炭輸出割当枠の配分、調整と管理

第九条 発展改革委は、商務部と共同で、毎年12月15日までに次年度の石炭輸出割当枠総量の80%
を企業に下達する。残枠は、当該年度の6月30日までに下達する。

第十条 石炭輸出割当枠は、企業の前年度の石炭輸出実績を参考に配分する。

第十一条 石炭輸出割当枠の有効期限は、当該年度の12月31日までとする。

第十二条 下記の事態が発生した場合は、既配分割当枠を調整することができる。

国際市場に重大な変化が生じた場合

国内資源に重大な変化が生じた場合

輸出企業の割当枠の使用進捗状況が明らかに不均衡な場合

その他割当枠の調整が必要な場合

第十三条 石炭輸出企業は、輸出許可証管理関係系規定に基づき、割当批准書類をもって、商務部
が授権した許可証発行機構で輸出許可証を申請・受領する。この輸出許可証をもって税関におい

て通関申告・通関手続きを行う。

石炭輸出許可証の管理は、商務部の許可証管理関係規定に基づいて執行する。

第十四条 石炭の輸出企業は、毎月5日までに前月の石炭割当枠の使用状況報告書を発展改革委に提出するものとする。

第四章 法的責任

第十五条 石炭輸出企業の経営者が、石炭輸出において違法や規定違反行為を行い、税関、税務、商品検査、外為管理等部門から処罰を受けた場合、発展改革委は、情状に基づいてその既配分石炭輸出割当枠を削減することができる。

第十六条 石炭輸出企業の経営者が、輸出割当批准書類または輸出許可証の偽造、改竄、或は詐欺及びその他の不正手段により輸出割当枠、批准書類及び輸出許可証を取得した場合、《貨物輸出入条例》第六十六条及び第六十七条の規定に基づいて処罰する。発展改革委は、既配分石炭輸出割当枠を取消すこともできる。

第十七条 割当枠配分の決定または処罰決定に異義がある場合、《行政復議法》に基づいて行政復議を申し立てるか、または法律に基づいて人民法院に提訴することができる。

第五章 附 則

第十八条 本弁法は発展改革委、商務部、税関総署が解釈する権利を有する。

第十九条 本弁法は2004年7月1日から実施する。